

パートナーシップ・ファミリーシップ制度って、どんな制度？

性別や性自認、性的指向などに関わらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活で相互に支え合うことを約束した二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。

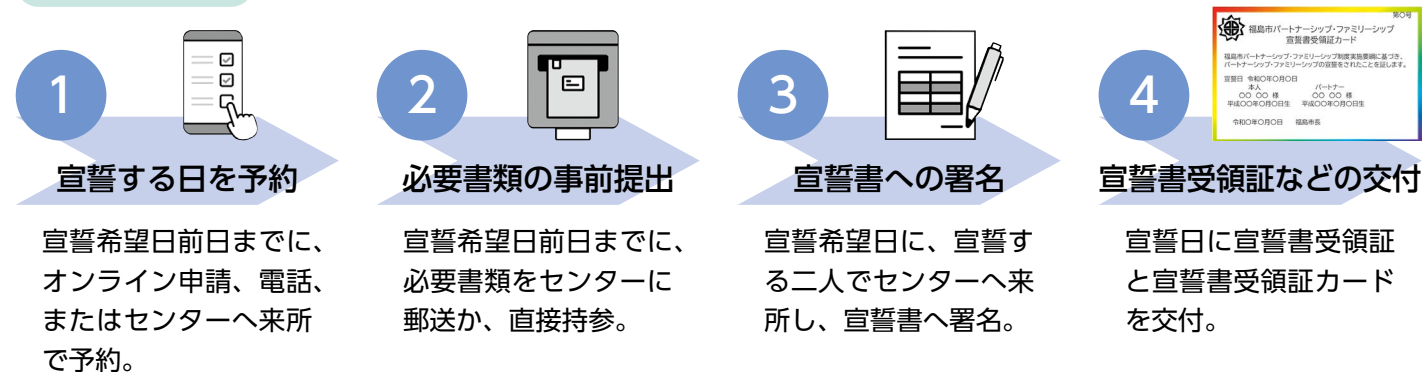
■制度の対象者

パートナーシップ関係(お互いを人生のパートナーとして、日常生活で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係)にある二人を対象としています。

また、お互いに子・親(養子・養親を含む)がいる場合、ファミリーシップ関係(家族)として宣誓することができます。



■宣誓の流れ



■宣誓により受けられる主な行政サービス

●生活・税関係の手続き

- ・救急車への同乗
- ・市営住宅への入居申し込み など

●子ども・教育関係の手続き

- ・認可保育施設利用における認定・入所申請
- ・母子健康手帳の交付、乳幼児健診 など

●保健・福祉関係の手続き

- ・障がい福祉サービスの各種申し込み
- ・介護保険にかかる各種申請 など

●その他の手続き

- ・福島市結婚新生活支援事業補助金
- ・空き家リフォーム支援補助金の申請 など

詳しくは市ホームページをご覧ください。



～誰もが自分らしく生きられる社会へ～

民間の会社が実施した調査*によると、LGBTなどの当事者であると回答した人の割合は9.7%でした。約10人に1人は性的少数者の当事者です。「自分の周りにはいない」、「会ったことがない」と思うかもしれませんが、今まで気づいていなかったり、知らなかっただけかもしれません。

社会にはいろいろな人が生きていて、誰もが一人ひとり違っています。多様な生き方をお互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きていける社会を、みんなで作っていきましょう。

※株式会社電通グループによる「LGBTQ+調査2023」。

特集 \ 多様な家族のカタチを応援 /

パートナーシップ・ファミリーシップ制度

市では、性的少数者の方をはじめとした、さまざまな事情によって婚姻の届け出をしない、あるいはできない悩みや、生きづらさを抱えている二人の関係を尊重するため、7月1日から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」をスタートしました。

この制度を通じて、性的少数者の方々に対する理解を進め、差別や偏見の解消、多様性を認め合う社会の実現を目指していきます。

■問／男女共同参画センター ☎525-3784

エルジービーティー

LGBTを知っていますか？

LGBTは、次の言葉の頭文字をとった言葉です。

性的少数者を表す総称のひとつで、LGBTQ、LGBTQ+と呼ばれることもあります。

Lesbian

レズビアン

性自認が女性で
恋愛対象が
女性の人

Gay

ゲイ

性自認が男性で
恋愛対象が
男性の人

Bisexual

バイセクシュアル

恋愛の対象が
女性にも男性にも
向いている人

Transgender

トランスジェンダー

生まれたときに
割り当てられた
性別と性自認が
一致しない人

公式Instagramでは、人権や男女共同参画に関する情報を発信しています。ぜひご覧ください。



一人ひとりにできること

日常の中の何気ない言葉でも、知らぬ間に誰かを傷つけているかもしれません。できることから始めてみましょう。

女らしくしなさい
(男らしく)

性のあり方は、人それぞれです。「女なら女らしく、男なら男らしく」といった性別を理由とした言動で、誰かを傷つけているかもしれません。

彼氏いないの？
(彼女)

恋愛対象は、異性だけとは限りません。男性の恋人は「彼女」、女性の恋人は「彼氏」と想定されがちですが、「パートナー」や「恋人」など、性別を限定しない表現にしてみましょう。

結婚しないの？

市民の皆さんへお願い

この制度は、法律上の効力はありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしているよう市が応援する制度です。制度の主旨にご理解をお願いします。

また、この制度を利用する方の性的指向や性自認、制度を利用していることを、本人の同意なく決して口外しないでください。